

徳島県環境影響評価条例等の改正について

1. 「放射性物質」についての除外規定の削除【条例】

●内容

「放射性物質」については、これまで環境アセスメントの評価項目の除外規定とされていたが、除外規定を削除する。

2. 戦略的アセスメント（配慮書）の導入【条例】

●内容

戦略アセスメントは、「事業実施」段階で環境アセスメントを実施していたものを「事業計画」段階で実施することにより、複数案を比較・検討するなど、環境への影響を更に低減させる制度。

3. 風力発電事業を対象事業に追加【規則】

●内容

風力発電事業を、環境アセスメントの対象事業に追加する。

●対象規模

| | |
|----------|-----------------------|
| 法) 第1種事業 | 10,000kW 超 |
| 第2種事業 | 7,500 ~ 10,000kW |
| 条) 第1種事業 | 7,500 ~ 10,000kW (義務) |
| 第2種事業 | 5,000 ~ 7,500kW (任意) |

4. その他

●内容

法改正に伴い必要となる所要事項の改正を実施する。
(電子縦覧・方法書の説明会の義務化等)

5. スケジュール

| | |
|--------------|------------|
| 26.10.22 | 環境審議会（部会） |
| (予) 26.11 月中 | パブリックコメント |
| (予) 27.2 月 | 2月議会、議案を上程 |
| (予) 27.6.1 | 条例施行 |